

安政2年折生迫漂着江南沙太壽商船 について — 上 —

—— 近世日向漂着唐船史料の紹介 ——

黒 木 國 泰

The Chinese Ship casted upon the Coast of Oryuzako Hyuga in 1855: An Introduction to Source Materials(1)

Kuniyasu KUROKI

1. はじめに

開港直後の安政2年(1855年)に、日向の国の折生迫(オリユウザコ)に唐船が漂着した。折生迫は、現在は宮崎市域であるが、藩政時代には飢肥藩の領地であり、飢肥藩が対処したわけである。

この漂着船について、飢肥藩清武郷の明教堂教授の阿万豊蔵(1810—1876)が記録を残している。これより20年前の天保6年(1835年)に、大儒・安井息軒とその父の滄洲父子が明教堂から飢肥振徳堂に転じた時に、豊蔵が江戸昌平坂学問所での勉学を終えて、明教堂教授に就任していたのである¹⁾。

豊蔵の手抄本は2本あり、ともに宮崎県立図書館に架蔵されている。題簽には執筆者の阿万豊蔵の他の記録類と併せた阿万文書の名を冠して、それぞれ『阿万文書清国江南商船漂到日記』、『阿万文書清国江南沙太壽商船漂到日記』と記されている。この題簽は、県立図書館が付したものであろう。もとの書名は、前者が『清國江南商船漂到日記』であり、後者は『清國江南沙太壽商船漂到日記』と記されている。ところで、この2本の内容は、ほとんど同一である。内容を校合すると、前者が原稿本であり、後者が浄書本であると判断できる。ここに紹介するについて、本来ならば原稿本を元にすべきであるけれど、原稿本は、同一記事が2箇所に見えたり、紙片に貼付の記事があつて錯雑としていること、さらに原稿本から浄書したのは同一人物と推定できるため、便宜上、浄書本を底本として原稿本と比較校合することとした。

さて、この漂着唐船は、安政2年5月11日(1855年6月25日)晡時すなわち申時、午後4時に、現在の宮崎市の折生迫港に漂着したものである。藩政時代の宮崎市とその周辺は、幕府の天領の外に日向各藩、すなわち延岡藩、高鍋藩、佐土原藩、飢肥藩によって分割領有されていた。折生迫港は加江田村にあり、瀬頭・恒久・田吉・郡司分・隈野・鏡洲・西北方・東北方とあわせて9村、合計1万4千8百9拾7石余が飢肥藩領に属していたのである²⁾。

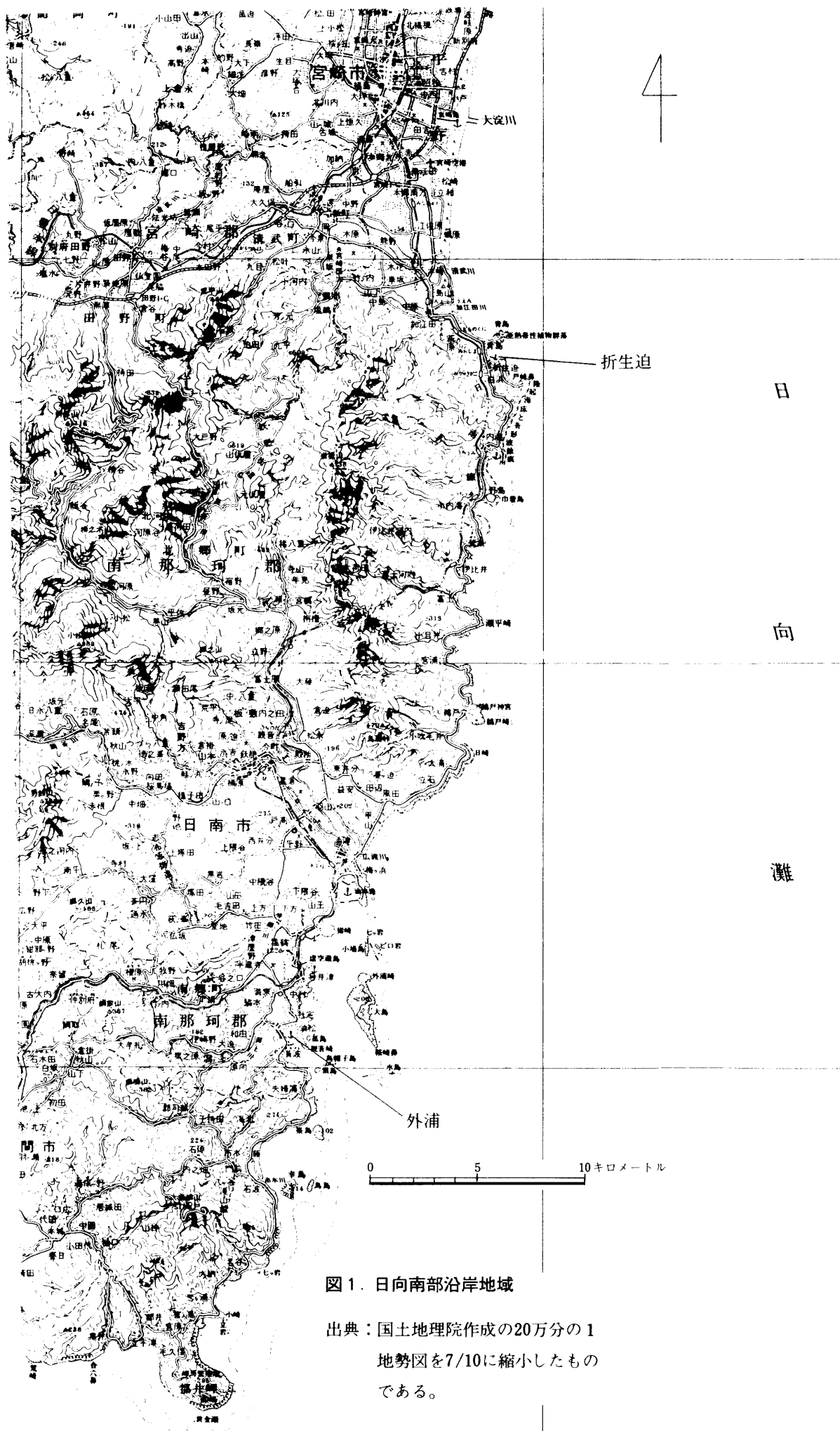


図1. 日向南部沿岸地域

出典：国土地理院作成の20万分の1地勢図を7/10に縮小したものである。

阿万豊蔵の記録は、折生迫に漂着の唐船を外浦（トノウラ）港に曳航し、6月6日に長崎に向けて出航するまでのものである。（図1参照）記録の内容は、豊蔵が説明する地の文章、及び漂着唐人と豊蔵そして大半は落合双石（1785—1868）との筆談往復の記録からなる。ここに紹介するについては、日を逐って記録を引いたのちに、解説を加えていくことにした。また、史料の原文の形を極力生かすこととした。ただし阿万豊蔵の地の文章は、1段下げて記載されるのが原則であるが、そうでない場合もある。読みづらいため、原則通り一段下げることとした。また、句点は原文に付される部分もあるが、すべて黒木の読みである。

表記については、中国人に対して、豊蔵は「清商」と読んでいる。また漂着船を唐船とは読んでいないけれど、一般に用いられている唐人・唐船を使用することにした。なお、誤字や同音の仮借字の後には、正しい文字を（ ）に記した。ただし、やや説明を要する場合は註に記すことにした。

この阿万豊蔵の記録の外に、平部嶠南の日記『六鄰荘日誌』³⁾にも関係記事が見えるので、併せて紹介することにする。平部嶠南は、安政2年当時、飢肥藩の総役所奉行の重職にあり、藩の重要案件を審議する寄合に出席していた。したがって、飢肥藩中枢からの当漂着船についての情報が記録されているわけであり、平部嶠南の記録を見ることによって、やや立体的に捉えることができるのである。

なお、小稿では5月24日分までを紹介し、以下を次号に掲載することとした。

2. 史料の紹介と解説

(1) 唐船の折生迫漂着

五月十一日

安政二年五月十一日晡時、忽報有異船一隻、到折生迫港、官命余、往探其動靜、余乃投袂起、疾走趣之、到則黄昏、余乃棹漁舟、往到異船、々傍題江南太字、童壹伯參拾號沙大（太）壽商船、々後額題順風翰相送⁴⁾、辮髮人在船上、招々余、[余]乃登之、觀其動靜、船上無有兵器銃礮、彼欣余來、拜頓畢、舉手動口、為漂盪流離之狀、有請哀永憐之意、余乃賦詩贈之

其詩曰

一發江南愁復愁、紫波洲外駐孤舟、相逢欲語情千緒、為問此情君識不、

清商三四名相與吟咏、如儘解其意者、既而稟告如左

吾問此地何地

答

此地是日本日向州折生迫港也、一名紫波洲崎

稟

吾們還香⁵⁾ 要到長係港，如何者乎，行走吾們漂到此
不仁至路素如何行走

余返復看之，僅解得要到長係港如何者乎，其餘
卒不可得解，却問

長係港，不知果何地，非長崎港否

復

長崎港是々

此時彼出一紙書示之，余電覽畢，欲懷之還，彼不
可，乃止，後數日停泊外浦，譯史應接時節，彼又示
之，乃寫歸，記如左

< A >

照得清國江南省南通州海門縣人氏沙太壽商船，
舵工吳邵廷，副茅猷陽等十一名，咸豐四年十一月
二十日，即墨縣金口開洋，々中遇颶風，漂到此地，柴
米水闕乏，不能還鄉里，此地政府特加恩恤，允本船
在那安輿裡停泊，送致米水必需諸物，查考爾們所
有米水，不諳海性不熟風候，縱能急走，萬一洋中會
風不順，再漂到此地，政府為費心記，乃更議定於東
風起日，發擗船數十隻，導本船駛往長崎，長崎係江
南生意船互市之馬（碼）頭，你們前去那地方，跟從商船，
刻日南洋，本船安妥速即還鄉，看得你們歧圖日切，
政府為仰官吏，候風發程，今諭你們體悉此意

安政二年乙卯春三月

是蓋土佐州浦戶港應接官員所報告也，及後究
其巔（顛）末，知之，
余雖未得其要領，量知逢颶漂到此地，無他虞，乃書
報之官

午後4時頃に異国船が折生迫港に到ったので、飢肥藩清武地頭は動静を探らせるために阿万豊蔵を派遣した。豊蔵はさっそく漁船に乗って異国船に近づき、船の傍らに「江南太字膏130号沙太壽商船」とあり、船尾に「順風齋相送」とあることや、船長・船幅を観察し、船上に兵器銃砲が無いことを確認した。さらに辨髪の中国人の様子、話ぶりから漂流して来たものと判断している。とこ

ろで、船尾に記される「順風相送」は、長崎版画の唐船図にも見える航海の安全祈願文であり、間にはさんだ「禰」は、大吉市利、つまり貿易の利益を祈るものである。なお船傍の文字の説明は、のちの17日の問答にある。

ところで漂着唐船に乗船した阿万豊蔵は、先ず唐人に七言絶句の漢詩を贈っている。これによって、やや打ち解けたのである。唐人に問われて、筆者はこの土地の地名を答えている。問答の中で、唐人は長崎を「長係」と誤って記している。元文6年(1741年)の佐土原漂着「暹羅船」でも、「長嶋」⁶⁾と誤記している。あるいは、「照得」にはじまる<A>文章のなかに、「長崎係江南生意船互市之馬(碼頭)とある「係」を地名に懸けて読んだとも推察できる。

筆談のさなかに、唐人達が1通の文書を出して見せたので、「電覽」(元来は他人が見ることに対する敬語であるが、速読と理解しておく)したのち、これを懐中に収めて帰ろうとしたけれど、唐人から押しとどめられたのでできなかった。数日後に外浦に停泊し、通訳官の応接の時に、唐人が再びこの書を示したので、書写して帰ったのが<A>書簡である。

この<A>書簡は、原稿本には存在しない。原稿本のこの箇所には「那處要記他文」とあり、浄書する際の覚えとしての記録が見えるだけである。肝心の文章はどこにもない。浄書する際に、紙片に記されたものを書き写したと推察できる。ところで、その内容については、11日の時点では全く理解できなかったのである。よく分からなかったけれど漂着唐船であり、心配の無いことを藩に報告したわけである。あとで豊蔵は、この文書を、土佐の浦戸港での土佐藩官員が作成した藩に対する報告文であると理解している。しかし、実はこの文章は2つの異なった文書がつながっていると理解すべきである。すなわち前半の文章は4行目に「此地の政府は特に恩恤を加え、(中略)米水必需の諸物を送致した」とあるように唐人側にたった文章である。ところが「査考備門所有米水」から後の文章は、末尾に「你們體悉此意」とある様に、土佐藩による唐人宛ての文書と判断すべきである。このような口語文が書ける学者が土佐藩にもいたわけである。

ここには江南省南通州海門県人氏沙汰壽商船であること、咸豊4(安政元)年11月20日(1854年1月8日)に、山東省の即墨県金口を出航したとある。しかし後の5月24日の文章では、11月22日に金口で商売し、11月25日に起帆したと詳しく述べている。また5月16日の記事でも25日出航という。したがって20日は誤りと考える。25日の起帆の直後に、颶風によって漂流したという。颶風は台風として用いられることもあるけれど、この時は西暦では正月であり、台風とは考えられない。沙汰壽船が漂着後曳航された浦戸港は、慶長元年(1596年)、イスパニア船のサン・フェリッペ号が漂着した港として知られる、土佐第一の良港である。ところで、この唐船漂着の情報は、12日の早朝に飢肥に伝えられた。『六鄰荘日誌』の5月12日の条に、「十二日早朝清武ヨリ急使ヲ以テ、昨十一日ノセツ時分、折生迫戸崎ヨリ二里ハカリ洋ニ當リテ、異形ノ船一艘見エケレハ、兼ネテ手当ノ人数早速出張アリテ、阿万豊蔵筆談ニ及ヒケルニ、清國江南ノ商船漂流シ来レルナリ。如何取裁キ然ルヘキヤト告来ル。河崎縫殿助・田原喜内・佐土原織部以下相談中、早速会議アリケルニ、漂流船ニ紛レナキ上ハ、出張ノ人数速ニ引取ヘキ旨指圖アリテ、飢肥ヨリモ森三木(後ニ三郎左衛門)ヲ折生迫ニ出張セシメラル()内割註」とある。異国船到来時の体制があらかじめ定められていたこと、森三木が折生迫に派遣されたことが記される。ただし、阿万豊蔵の記録には、森三木が折生迫に到着したこと、外浦護送に同行した等の記事が見えない。

一二日

余乘漁舟，又到沙大（太）壽船上，筆語往復如左

往

昨夜相接，既知為江南商船，未審發江南，以何月何日乎，逢颶漂到此地乎，知船上有所乘十一名，未審其姓名，要一々見示，

船號者何，

船主者何，

船中所裝載者何，

船中所闕乏者何，

復

吾船裝荳并（餅）荳油，

船名沙太壽，

本船十一名，舵工吳邵廷，副茅獻陽，水主（手）姓顧氏，張氏，茅氏，施氏，朱氏，蔡氏，陳氏，陸氏，曹氏，

稟

要到長崎港，自此地到他港，遠近如何

復

自此地到長崎，海路有二，一則右邱山西南走，此曰薩摩洋，又右邱山北走，以到長崎，是蓋近而易，一則左邱山北走，又左右邱山西北走，此曰長州峽，又左邱山西走，此曰玄界洋，又左邱山西南走，以到長崎，此蓋遠而難

稟

地方所有山名何如

復

山之峻而秀於西者，霧嶋山也，時於霧嶋山之東南者鰐塚山也，蜿蜒於霧嶋山之迤北，隆然而秀者，鈴山也

稟

吾船中少水求送可也

復

即時可送致

既送水清商謝覃（譚）如左

吾小人漂到此地，來船問吾船中短少何者，吾浦戶港，來費政廳大人米水柴添足吾船上，費此地大老爺水，吾小人大老爺心記，多謝々々，零謝々々

唐人との2度目の面談である。この5月12日の問答を見ると、江南の商船であること、乗組員が11人であることは分かったけれど、さらに詳しく7項目について質問している。すなわち①江南を出航した月日、②「颶」にあつて漂着したのか、③11名の姓名、④船号名、⑤船主名、⑥船荷、⑦船中に欠乏のもの、である。ところが唐人は船名・舵工名をまともに答えただけで、積荷は荳并(餅)・荳油としか記さず、後に述べる絹製品を積んでいること(17日の記録)を答えず、水手は姓のみを記していることなど不真面目な答えである。

その一方では、長崎に行きたいので海路を問うている。長崎への海路は2つあり、1つは薩摩へ南下して北上する近くて容易なルート、他の1つは日向灘を北上して、豊後水道、関門海峡、玄海灘を通り長崎へ行く遠くて困難なルートであると答えている。結局、困難な後者の海路を採ることとなる。中村 質氏が「最初にして最も体系的な[長崎回送の]規定」と評価される貞享4年(1687年)正月17日の『隈江家記』所載の「長崎問屋五郎右衛門ヨリ唐船支配の儀申越候」一件の中に、「薩摩表引廻シ儀ハ驚(警)固ノ御難儀ニ可有御座と奉存候」と薩摩ルートを避けるべき事を明記している⁷⁾。この規定に沿って、元禄2年の高鍋藩漂着唐船回送の事例でも、同じく下関経由ルートを取っている⁸⁾。また、安政2年正月高鍋藩漂着の江南船も同じく下関ルートをとっている。つまり島津藩域を通過せぬように、日向各藩に命じていたわけである。

また当地の峻厳な山を問われたのに対して、霧島山・鰐塚山と尾鈴山を答えている。唐人の質問は、航海上の目印を把握したいとの狙いであったとも思われる。

唐人から水を求められ、ただちに与えたことへの礼状が引用されている。土佐浦戸港で米水薪の給与をすでに受けているので、折生迫では水を頂いたことが記され、感謝している。

総じて豊蔵は中国に対する憧れ、漢文化への尊敬の念が強く、漂着唐人に対しても警戒し取り締まるという態度を取っていない。このために唐人が横柄とも思える姿勢を採ったのであろうか。

(2) 外浦への護送

十三日

官命余、護送漂船、到外浦港、與弓削徳甫俱、関屋八十七、矢野治助、及輕卒十人從之

往

此地非好港、萬一有風波之變、船動揺可慮也、距此地百里餘、有好港、曰外浦、我將發小船十數隻、擗而送之、以到彼港、如何

復

所有咸豐四年十二月廿八日、苞(暴)⁹⁾風漂流到只齊島、所有長官大人、看吾船遥浪不息、送吾到浦戸港安息、所有政廳大人、叨送柴米水菜養吾到自¹⁰⁾金(今)、吾小人心要故國還香、吾小人家香父母妻子、望吾還香、不見還香、不知吾死或自何、吾心中速即開洋还¹¹⁾還香可也、吾行到長崎港、起次南風有漂到此地、此

地大老爺送吾小人百里可也，自吾小人苦々々，求告素南不能行路，吾海路不熟，素有南風碇泊在此，零謝々々，大老爺々々々

未牌小船二十隻既艤

往

擇船既艤，宜解纜乎否

復

今日幸風不好行船，吾小人心中速即還香故國可也，所有前日起次西南風大浪，有漂到此地，貴國大老爺所有牽船送吾遷港可也

於是，余乃乘小船一隻，他船十九隻隨之，到漂船所碇泊，此時西南風大起，不便開洋，乃下碇，待風止，及日暮風少息，謀之船師，々々曰可，乃告知清商

往

今擇船二十隻既艤，西南風少息，不及今時速走到好港，恐有風雨，船或動搖，要起碇，々々々

復

今夜送吾到好港，明日送吾好港者乎

往

須要今夕決心遷港，我保其無他虞，要起碇，々々々

復

今夜速即遷港碇泊，

明日朝上不有風，遷港碇泊可也

往

不待明日，今夜速即遷港碇泊可也

於是漂船起碇，我乃把大綱一條，繫之本船，小船二十隻，各以其小綱係續焉，擗而漕去，然而令未及施，列未及整，或左或右，或向東，或面西，清商稟告如左

當有水下低石，交你們之道，吾們海路不熟，小船牽正船頭（頭），吾看不能遷港碇泊者乎

復

諾，我將牽正船頭

於是，我乃前進吾船，立船前頭，舉扇指麾，牽正船

頭，衆船乃整然從令，終夜漕去，比及吹毛井前，天
漸明

飢肥藩は阿万豊蔵に命じて、唐船を外浦に護送させることにした。唐人は、早く帰国したいとの
気持ちにはやっており、飢肥藩が唐船を折生迫から外浦に回送する意図をよく理解していない。と
いうより、理解していない態度を装うことによって拒否しようという姿勢を示していると判断でき
る。

曳航にもたつきもあったが、徹夜の努力で夜明けごろには吹毛井（フケイ）前に到った。

(3) 外浦停泊

十四日

既及油津前，船正稻津忠兵衛，艤小船一隻，相待，與
俱到外浦，時則未牌

往

此地則外浦港也，須安心碇泊可也

復

吾小人漂到此地貴國地方，吾小人叨¹²⁾ 大老爺恩光，
送吾小人船百里之外，吾小人萬々不能報德，大老
爺恩点¹³⁾，為吾小人，各會老爺千心萬苦送吾還香故
國，吾家香父母妻子望吾還香，石¹⁴⁾ 不見還香，不知吾
死或自何，父母妻子家中啼哭，吾這不知山東金口
生意壹月之素到家香，所以五六月不到吾家香，心
中即侵干（肝）腸，素以吾速即故國還香，吾小人海路不
熟，費大老爺心記，送吾海路，多謝々々，零謝々々，再
者費各漁船舵工水手人等費用心記，吾萬々不能
報德，各舵工各水手，多謝々々，零謝々々，吾沙大（太）壽
船戸漂到此地，費大老爺心記

舵工吳邵廷

副 茅猷陽

同拜

水手人等共十一名

謝恩草

是日平部温卿到欲拉余與俱到漂船，余時患頭風，
不得與往温卿，乃與德甫及小村良甫往，應接亦以
筆語，既而茅猷陽出一紙書示之，蓋似稟告者

< B >

開計

米拾俵

吃塩廿升
塩竈拾升
木柴四拾束
青梅四升
生蘿菖拾束
小魚數十口
七種照此
你們祝開洋自
府城長官附与之畢

是蓋浦戸港官員所附與也，及後反覆詳其義，知之，我今即誤解以為船上所闕乏物件，故彼求之而已，答如左

右七種待明後日，應需如何

復

零謝々々

往

今日已暮，明日再來

復

妙々

原稿本の14日のはじめに「五月十四日曇小雨」とあるが，消去してあり，浄書本には記されない。油津前で，稲津忠兵衛の小船1隻が合流し，ようやく14日の未刻（午後2時）に外浦に到着したわけである。

温卿は平部嶠南の字である。『六鄰莊日誌』14日の条を見ると，「晡後漂船ニ乗入テ應接スレトモ筆談言語共ニ通シ難ケレハ城下二人ヲ走ラセテ落合双石翁ノ出張ヲ促セリ」とあり，平部嶠南は，唐人との筆談ができず。飫肥藩の藩儒・落合双石（1785—1868）を頼ることになったわけである。翌15日に落合双石が藩命により外浦に到着したが，大雨のため乗船できなかった。

について，阿万豊蔵はあとで詳しく読み直して，浦戸港の官員が与えた書きつけであると理解したのだけれど，はじめにこの文書を手にした豊蔵は，船上に欠乏している物件と誤解して，この7種記載の物を明後日に届けると唐人に伝えたと記している。

豊蔵の地の文は，後にこの原稿本を作成する時点での，阿万豊蔵の客観化した表現である。結局，この時は誤解したまま米など7種の物を16日に唐人に届けて，はじめて彼らが求めていたわけではないことが分かったのである。

この様に，土佐浦戸港での土佐藩と唐人とのやり取りの記録<A>が紛れ込んでいる。ということは，漂着唐人もまた日本側官憲との筆談記録を所持していたということである。

十五日

今日贈王餘魚七頭，松魚一喉於沙大（太）壽船上人衆，

雙石落合先生到曰，余受命，應接漂客也，然而今日大雨，須待明日上船

往

今日雨甚，不好上船，俟明日再來

復

今日大雨，不好來上船，代明朝再來可也，吾俟大老爺

十六日

今日照前日所稱物件送來

往

開計

米拾俵

吃鹽二拾升

鹽豉拾升

木柴四拾束

青梅四升并塩梅四升

生蘿菖

小魚

右七種你所要物件，稟々

該管頭目，准了，送下來

五月十六日

到

沙太壽船上人衆

學通事

復

吾小人不求送柴米小菜，吾小人風不須灣港門，吾所米柴有這，不要許多，吾海路不熟，跟隨他們九州西主通西北針路，吾可速即還鄉，

按右文義不了々，然而尋繹其意，蓋七種物件，似非其所需者，乃詰問焉，纔得知其為浦戶港長官所附與，而非所求於我也

先生到沙大（太）壽船上，初與清商茅猷陽等相見，筆話往復，是日佐土厚（原）氏與温卿俱往，余亦從之

往

該管頭目上船，你們拜識

插刀是國法，幸勿嫌疑，我姓落合名廣，今年過七十，致仕在家¹⁵，因為少年時節，曾在長崎學話，吾國

王上命我與你們相見，執事通話，所以特來相見，這里係

日本九州日向國管下，地名叫做外浦

復

吾小人漂到此地貴國寶地方，所叨恩大老爺光，吾小人南通州海門縣人民¹⁶⁾，咸豐四年十一月廿五日，暴風漂流，到此地日本國，素以日本有只齊嶋長官大人，所看吾小人吾小船大浪礙不治，送吾小人到浦戶港安息暫礙，計月之素，吾小人壹心還鄉故國，所有海路不熟，浦戶港政廳大人送吾小人記百以里，所有壹姓吉大老爺話說，吾小人聽說素有長崎港，所有中華生意船隻來往，浦戶老爺交吾跟他還鄉，吾求問長崎港，吾小人速即還鄉故國，吾家中父母妻子望吾，不見還鄉，吾父母即侵于（肝）腸（腸），吾心中速即還鄉，吾素有前日行到此地，西主起出西南，次南風，所有大浪，吾船有漂東首，吾首吾海路不熟，東首老爺，送到此地寶港，暫礙壹兩日之素，所有好東風吾速求開洋還鄉

往

我看見這船，如有損壞，要等順風揚帆，隨了針路，歸故鄉么（麼略字：割注）

或又要赴長崎，跟隨貴國商船歸鄉麼，你們所情願，如何

復

所有此地船到長崎，吾小人跟隨針路可也，好々妙々

往

要護送長崎，必須飛報彼地，先稟 鎮臺¹⁷⁾ 台命，往復之間，經三四十日，方纔辨事，你們耐待往復麼

復

大老爺護送吾小人長崎港，好々妙々

往

這船放洋遇颶，打到這地方麼，或又打到日本那里，而後來此麼

復

吾小人山東金口即墨縣生意裝備，咸豐四年十一月廿五日開洋，起出大風大浪，吾船所當家絲漂風

到此地東南，吾小人風後西北針路，行到此地寶國
地方，吾安息外洋，所有東首大老爺看吾浪大碇不
治，送吾到浦戶港碇息

往

這船想必是在貴國近縣通商的，或又曾在日本那
里通商麼

復

吾船在上洋通商

往

何地

復

蘇商

往

蘇州府是不是

復

正是々々

往

這船自此開洋，雖然明日信風渡海可也，要護送長
崎，必非經三四十日，不能如何

復

吾從大老爺命，如何

往

進止任你們的意

復

吾小人所有海路不熟，求大老爺護送吾，多計天可
也，送吾開洋乎

往

這地停泊耐待三四十日，是不是

復

是々

15日は大雨のため乗船せず，16日にようやく落合双石が沙太壽船に乗り，茅猷陽と筆談した。双石はかつて長崎で学んだだけあって，唐人との筆談がさすがに達意である。『六鄰莊日誌』16日の条に，

朝飯後，織部・敬助二子ト同ク漂船ニ乗入テ，未ノ刻マテ応接アリ。始テ長崎ニ護送シ呉ヨトノ意ハ略々通スレトモ，何分江南邊鄙ノ商人等ニテ文字アル者ナシ。唯々其中ニ茅猷陽ト云者一人，些シ文字アリテ筆語ハ可ナリニ通スレトモ，面倒ナルコトナリ。晡時城下ニ歸ル。とある。この日は，平部崎南・佐土原織部・落合双石（敬助は双石の名）・阿万豊蔵が乗船したわ

けである。朝食後、未の刻（午後2時）まで応接している。平部崎南は豊蔵とは異なり、この唐人達を冷やかに見ているようである。晡時（午後4時）に城下に帰ったという。

問答の中で、落合双石が外浦からそのまま帰郷するか、長崎に行くかを問うているのは、誘導尋問であろうか。あるいは安政開国の混乱のため、17世紀中葉以来の漂着船回送の原則が揺らいできたのであろうか。後考を待つ。

双石が唐人に質問して、近県通商の沿海交易船か、日本との貿易船かを聞いたのに対し、上洋すなわち上海での通商をめざす船であり、前者の沿海通商の蘇商であると答えている。つまり本船は山東省金口即墨県で船積みし、咸豊4年11月25日に出航し、上海に向かう途中で遭難したわけである。

十七日

是日先生復到船上筆話

往

船上貨物件々寫出来

復

荳俵壹千片，荳油五十四簍，繭紬十個，皮猪（猪）八個

往

其它貨物有没有

復

不有

往

篷索損壞之類，不修補，好不好

復

篷索損壞之類，自在此地修補好，今日修可以修好

往

你們手自修補麼，要稟了該管頭目修補麼

復

今日舵工手修補，今日修得好

往

看見這船損壞了也，要手修補麼

復

今日修補好，吾要還鄉可也

往

昨日依你情願，既稟護送長崎的事，不出一兩日，准（准）

不准（准）明白了，不待護送你船開駕麼

復

吾待老爺護送開行者乎

往

荳紬要看

復

水手那去

往

你船傍題江南太字韋壹佰參拾號沙大（太）壽商船，

韋何字

復

壹甲

往

太字何義

復

太倉州太河縣

送酒三升鯉魚二喉，到船上人衆，是日森三木至，曰
 廷議允，護送漂船到長崎，郡司¹⁸⁾某及吾受命，為護送
 頭目，命落合先生為通事，他如醫員等，廷議未定，余
 以為護送命下，余事畢矣，乃言曰，子既受命，余事既
 畢，須歸否，三木曰，漂船處置，吾輩任之，子其歸乎，余
 又曰有命乎，曰無，佐土原氏在座，擬明日歸，余曰然
 則僕亦從行

落合双石の問いに対して、ようやく積荷の内容が詳細に報告されている。第2に船の補修の件を問うたら、篷索（竹で編んだ帆および綱をいうが、沙船であれば木綿帆か）の傷みは唐人が自ら修繕するとの答えがあった。第3に長崎護送の許可が出るか否かは、一両日の内に分かることを伝えている。後述の通り、実はこの日に藩命が下っているのである。第4に、船体に記されている文字の意味について。「韋」は壹甲の意味であり、「太」の字は太倉州太河県の意味である、という。本船の船籍を示しているのである。すなわち、この江南商船の正式な名称は太倉州太河県壹甲壹佰參拾號沙太壽船というわけである。

阿万豊蔵の地の文によると、森三木の言葉として、長崎へ漂着船を護送する仕事は、郡司傳兵衛と森三木が頭目に、落合双石が通事に任じられたとのことである。つまり阿万豊蔵は長崎護送の役が与えられなかったわけである。平部嶠南の『六鄰莊日誌』の17日の条に、「會所寄合アリテ、漂船ヲ長崎ニ護送セラルヘキニ定リケレハ、郡司傳兵衛（用人）、森三木ニ乗船ヲ命セラル。（ ）内割注」とある。この藩命が森三木から豊蔵にも伝えられたわけである。

十八日

是日從佐土原氏到城下，往見大夫田原氏，請進止，

曰難命，明日造朝，待命

ここに大夫田原氏とは、家老の田原喜内である¹⁹⁾。

十九日

詣朝待命，々曰，爾再往外浦，經緯諸事，以待護送官員來代

二十日

是日余患瀉，煩悶亦甚，請駕²⁰⁾肩輿，到外浦，是時先生既歸，息文助在，及余至，辞去，却說去十八日，先生與漂客應酬如左

往

你們情願護送長崎的事，昨日稟准了，六月初頭，捧送彼地

復

吾小人日子漂出長遠，吾心中可以近日當有好風，可速還鄉，吾求大老爺揀近可也，吾還鄉吾家中父母望在家鄉

往

你們父母妻子，計日俟你歸，是人之至情，我亦體悉，墜淚々々，這位是小頭目，姓森，名義種，該與我護送你船到長崎，報知你們，々々要曉得，兵器有沒有

復

沒有

往

邪蘇天主教是本邦嚴禁的，船上有沒有

復

吾弗（佛）教，鴉（邪）蘇天主不有

往

你船停泊此地之間，杉板不可搖來搖去，不要與日本人私下講話交易，並是嚴禁的，你們要小心守法

復

吾小人漂到此地，吾心中恕也，不敢不有私下交易，吾杉板釣在大船面上

往

当²¹⁾開帆之時，你叫兩個弟兄隨帶鋪蓋下去留在我番船上作當頭，這是本邦老規矩，你們不要嫌猜，所以預先報知此意

復

孝徳（暁得）々々

昨日送烟²²⁾ 艸一斤於船上

いよいよ長崎に向けて出航の日が近くなったこの時期に、飢肥藩は武器を持たぬこと、キリシタン禁教の事、杉板サウシ（搭載の小舟）を動かしてはならぬ事、つまり私貿易厳禁の事等を確認している。唐人側も杉板を使って私貿易をしていると疑われないように、釣り上げて目につくようにしている事を述べている。

また、起帆のときに唐人2人を人質として護送船に乗船させることも述べている。この人質を取ることにについては、はやく貞享4年（1687年）に、漂着唐船に対して諸藩が行うべき事の1つとして、先ず「主だった唐人2人を質人として」とることが定められていた²³⁾。すなわち、逃亡を防ぐために漂着後直ちに人質をとるべき事とされていたわけである。

二十一日

贈烟艸一斤酒三升於清商

二十二日

二十三日

二十四日

是日先生送報單一通，使余達之沙大（太）壽船上

報單

該管頭目吟附說道，六月初頭，發出 官船一隻，小船幾隻，護送你船，到于長崎，放洋時節，應把 本國的人五名，上你船做当，所以你船要揀撰鋪陳蘭蓆四個，安歇這五名的處，收拾家伙²⁴⁾，職事人員帶來小工人可上你船，權加修補，你們也要揀撰兩個人名，上 官船做当，這是本邦的法度，所以預先報知，仔細々々

到沙太壽船上人衆

譯官書記發出来

五月廿四日

復

吾小人，稟告大老爺，吾小人船，咸豐四年十月貳拾貳上山東金口生意，到以（巳）拾壹 [月] 貳拾五日，開放洋中，起出大風大浪，吾船不能行走路，苞（暴）風漂流到此地 貴國地方 安政元年拾貳 [月] 廿八日，到只齊嶋，吾船

碇海上，所有只齊嶋大老爺，聞吾小人吾求送柴米水，只齊嶋大老爺，看吾船海上碇泊不能安息，老爺送吾小人船，到浦戸港碇泊安息，以到²⁶⁾年四月廿四日開洋放行，所有政廳大人議告，老爺船百里之外，吾船行到西山之上，起出大風，吾小人有海路不熟，不能碇泊在何以地方²⁶⁾，所有漂到折生迫港，吾小人求告老爺，所有吾小人海路不熟，碇泊几天折生迫港老爺，此港海港不能碇泊，大老爺送吾到此地港，安息碇泊，此地大老爺有送柴米水菜酒，吾小人吃食，養吾在此港，以（已）有数拾裕（餘）天，吾小人心中求大老爺朝（早）点送到長崎港，吾求故國還鄉，当有六月起出，次南風吾船行走不能還鄉，你們大老爺說話送吾到長崎港，約吾六月初豆（頭），吾小人心中所有即事（是）前有父母，望吾到家鄉，後有妻子，望吾到家鄉，吾小人心中不安，夜中不息，吾父母妻子不之（知）死或如何，吾心中要禁²⁷⁾還鄉帰帆，吾求告大老爺請朝（早）点送到長崎，五（吾）船当有好東南風可以還鄉故國，零謝々々多謝々々
大老爺台上公

五月廿四日 舵行吳邵廷
副 茅献陽拜

台殿

5月24日の筆談のやり取りの内容をかき摘んで説明すると、落合双石が①6月初頭に長崎出航の事を唐人に告げ、②日本人5人を唐船に乗せるための寝る場所の確保のこと、③質唐人2人を番船に載せることの再確認、以上の3件を告げたのに対して、唐人はこれまでの経緯を縷々述べる中に、4月24日に浦戸港を出航ののちに大風のために漂流したという新事実が記されている。が、彼らの言いたいことは末尾の部分である。すなわち東南風の吹く今が出航によい。6月になると南風のために中国に帰り着けないことを強調しているのである。

3. 小 結

はじめに折生迫漂着までの唐船の動きを振り返ってみると、咸豊4年（安政元年、1854年）10月22日に山東省金口で船積みしたのち、11月25日に出航し、上海に向かう途中、暴風にあって漂流した。12月28日に、はるばる土佐の只齊嶋に漂着した。浦戸港に曳航され、しばらく碇泊ののち、翌安政2年4月24日に出航したが、大風のために再び漂流し、日向の国・飢肥藩領の折生迫に5月11

日に漂着したわけである。

本稿には、折生迫港に漂着ののち、外浦港に曳航され、6月初旬の長崎回送の藩命が唐人に伝えられる5月24日までの14日間の記録を紹介した。清武郷明教堂教授の阿万豊蔵が、唐人に対して最大限の敬意を払いながら、必死に應對筆談する姿が、ほほえましく描き出されている。

やや気にかかるのは、豊蔵はもとより外浦港での落合双石の言動からも、キリシタン禁制や密貿易の警戒等について、さほどの緊張感が感じられないことである。とりわけ漂着唐船との最初の面談の時に、阿万豊蔵はとくに警戒する様子が見えない。このような飢肥藩の漂着唐船対策の甘さは、この幕末開港時期の混乱に因るものであろうか。すなわち18世紀末からのロシア船・英国船の来航、19世紀初頭の文政の打払い令、そして天保8年(1837年)7月に、日向灘沖にあらわれた米国のモリソン号事件、さらには嘉永6年(1853年)のペリー来航によって、ロシア・米・英国等の黒船への警戒が海防上の重要課題となり、唐船への警戒が軽視されてきたためであろうか。

この江南商船は、阿万豊蔵の目測の通りであれば、船体の大きさは外洋船とほぼ等しい大きさではある²⁸⁾。しかし、本船は積荷に江南で需要の大きな豆餅1千片・豆油五十四籠の大豆加工品や繭紬十個等を搭載しており、上海に向かう途中で遭難し、漂流したのである。この積荷が、すべて山東の即墨県金口で購入されたものか否かは不明であるけれど、日本向けの貨物を積載していないことが明かである。したがって本船は、長崎貿易の外洋船ではなく、19世紀中葉まで北洋沿海の交易活動を担っていた平底の江南沙船²⁹⁾であると判断できる。乗組員についても員数が11名と少ないこと、さらには、最も教養のある茅猷陽ですら筆談書簡に当て字を多用するなど、平部嶠南が言うように乗員の知的水準が低いようにみえる。以上要するに、山東省・東北地方と上海を結ぶ北洋沿岸交易船の漂着事例として沙太壽船を位置づける必要がある。

なお、小稿に引用した5月24日から後のことについて簡単に紹介したい。唐人からの強い要望により、6月2日には上陸を許して龍興寺で浴湯させ、酒肴の饗応を行っている。上陸を許してはならないことが、鎖国下のマニュアルとして周知されていた³⁰⁾はずであったけれど、敢えて破っているわけである。しかし幸いにして護送の一行は長崎でのトラブルもなく、この年8月3日に、無事に長崎回送を終えて油津に帰帆している。総じて、この幕末の漂着船に対する飢肥藩の姿勢は、人道的見地からの対処を行っているものと判断して大過ないといえる。

末尾ながら、台湾中央研究院 ISSP の朱 徳蘭博士にご教示を仰いだ事を記して感謝申し上げる次第である。

註

- 1) 黒木盛幸「阿万豊蔵と安井滄洲」『宮崎県地方史研究紀要』第7輯, 1980年。
- 2) 喜田貞吉『日向国史』下(史誌出版社, 1930年。のち1973年復刻)日高重孝執筆部分。石川恒太郎『宮崎市史統編(上)』第2章, 1978年。
- 3) 野口逸三郎先生のご努力で、嶠南自筆本の影印本(野口逸三郎校訂・解題『六鄰荘日誌』青潮社, 1978年)が刊行されている。この日記について野口氏は、私宅の六鄰荘の名を冠していて、私的な記録であるかにみえるものの、「実質的には多分に公的記録の性格を具えているというべきであろう」という。なお引用文中の()は割注である。また原文には句読点が無いが、ここでは付することにした。
- 4) 原稿本には、この後に「船長十五六間、幅可二間餘」とある。

- 5) 還香は香の音が郷と同じであり、還郷の意である。
- 6) 黒木國泰「元文六年佐土原漂着の乍浦仕出し『暹羅船』—近世日向における中国漂着船—」(『宮崎県地方史研究紀要』第二十輯, 1994年)。なお、この漂着船は破船焼却されたのち、陸路長崎に向かうところで本史料は終わっていた。その後、寛保元年(1741年)4月17日に長崎に到着し、西七番に番立てされている事を補足したい。(『長崎実録大成』巻11, 唐船入津並雜事部) 劉序楓博士のご教示による。
- 7) 中村 質「漂着唐船の長崎回送規定と実態」『近世近代史論集』(吉川弘文館, 1990年) 217, 220ページ。
- 8) 中村 質同上論文, 232ページ。
- 9) 苞は暴の仮借字。音はともに bao である。
- 10) 自は衍字であろうか。
- 11) 還の簡体字があるが、衍字とみなす。
- 12) 叨は恩恵を受けるの意。
- 13) 恩点は恩典の意。点・典ともに発音が dian であるため。
- 14) 石は「但」, すなわち「しかし」の意。
- 15) 落合双石は藩校の振徳堂教授を退任していた。
- 16) 「民」は原稿本では氏。
- 17) 鎮臺は、長崎奉行。
- 18) 原稿本には「傳兵衛」とあるも、消去して某と記されている。
- 19) 平部嶺南『六鄰荘日誌』安政2年正月2日。
- 20) 原稿本により「駕」を入れる。
- 21) 原稿本は當, 以下すべて同じ。
- 22) 原稿本は煙, 以下すべて同じ。
- 23) 中村 質前掲論文217ページ。
- 24) 寝る場所を確保するために家具を片付けよの意。
- 25) 原稿本には「金」がはいる。
- 26) 原稿本には「故」がはいる。
- 27) 禁は緊の仮借字。緊急の意である。
- 28) 大庭 修『江戸時代における中国文化受容の研究』496-497ページ, 表10。
- 29) 沙船の北洋交易について, 松浦 章「清代江南商船と沿海航運」『関西大学文学論集』第34巻3・4号。同「清代における沿岸貿易について」(小野和子編『明清時代の政治と社会』(京都大学人文科学研究所, 1983年)。松浦論文には、本漂着船と同じく山東で荷積みし、上海に帰帆中に遭難して、土佐に漂着した江南沙船—都長発船—の事例が紹介されている。劉素芬「近代北洋中外航運勢力的競争(1858-1919)」(張彬村・劉石吉編『中國海洋發展史論文集』第5輯, 台湾中央研究院中山人文社会科学研究所, 1993年)等を参照。
- 30) 中村 質前掲論文218ページ。薩摩藩のみは行水のための上陸が許されていた。

[1994年12月10日受理]